

令和 7 年度

# 事 業 計 画 書

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会

## 【 経営理念 】

市民誰もが 自分らしく輝き 支え合う  
福祉のふるさとづくり

## 【 経営ビジョン 】

経営理念の実現に向けて

【共感】 共感の輪を広げ  
笑顔の福祉活動を育む社協を目指します

【共創】 思いをつないで  
地域社会と福祉を創る社協を目指します

【共生】 自分らしく輝く  
ふだんの暮らしを守る社協を目指します

私たちは、三つの社協らしさで地域社会に貢献します

(中期経営計画より)

## I 基本方針

雲南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、令和 7 年度定時評議員会終結を持ちまして本会役員及び評議員の任期が満了いたします。新たな役員及び評議員の体制によりスタートできるよう改正法の趣旨、ルールに則り確実に進めて参ります。そして経営理念「市民誰もが自分らしく輝き 支え合う福祉のふるさとづくり」実現のため、引き続き総務部、地域福祉部、在宅福祉部、施設福祉部、子育て支援部、地域包括ケア推進部の 6 つの事業部門におきまして部門間連携等本会の総合力を發揮して雲南市の地域福祉推進に努めて参ります

はじめに法人運営では、平成 28 年度に第 1 期中期経営計画を策定以降、事業・活動の実施や各部門戦略により本会の総合力向上に努めてきました。今年度は第 2 期中期経営計画（令和 3 年度策定）の最終年度を迎えるにあたり、新たに第 3 期中期経営計画を策定いたします。この計画は令和 8 年度から 5 カ年間における本会の維持・発展と事業価値の向上を目指すための道筋を示すものであります。

次に、地域福祉事業では 1 年目となる第 5 期雲南市地域福祉活動計画の推進に向け、「みんなでつながる、助け合うまち 幸うんなん～地域共生社会の実現に向けて～」をテーマとして 3 つの基本目標のもと「ともに生きる」地域共生社会の実現を目指した事業を展開して参ります。特に、地域における集いの場として島根県内において開設が増加する子ども（地域）食堂の開設に向けた環境づくりを進めます。また、平成 27 年度から受託運営をいたしております生活支援相談センターでは、諸物価高騰等による困窮相談の増加にともない、相談支援体制強化を図るため「生活支援・相談センター」に担当職員を 1 名増員し実施体制強化を図ります。

次に、本会が担う介護サービス事業につきましては、諸物価の高騰や人材不足等取り巻く環境が一層厳しい経営環境となった中で、中山間地域での事業継続を図るため平成 19 年 6 月に開設いたしました「小規模多機能型居宅介護事業所」において事業形態の転換を進めます。また、各事業所に新たに導入した I C T 機器により生産性の向上に努め本会が担うセーフティーネットとしての役割を果たして参ります。

次に、急速に少子化が進行する中で三刀屋保育所（定員 110 名）、掛合保育所に（定員 70 名）おいて園児数の減少により、委託料への影響が深刻な状況となりました。年度中途の入所もあまり見込めない状況の中、定員割れが続くなど児童数の減少は経営に直結する課題として市との協議を踏まえ引き続き注視して参ります。

終りに、地域包括支援センターでは、介護支援専門員等の専門スタッフ不足が最優先課題となる中、早期の職員採用試験を含め専門スタッフの確保に努めて参ります。

以下、6 つの事業部門ごとに事業の実施計画を掲げ、「地域福祉」を推進いたします。

## II 事業実施計画

### 1 法人運営事業部門

#### ○ 部門ビジョン（目指す姿）

組織を継続し成長させていくために

法人の全体最適に向けたマネジメントを戦略的に推進する

総務部を目指します

- ▶ 厳しさを増す外部環境に適応できる持続可能な法人経営に向けて、地域社会にとっての社協の存在意義を確認し、その価値を高めていくための取り組みを進めます。
- ▶ 本会の使命を担う人材の確保、育成及び定着に必須となる、「選ばれる」「働きやすい」「働き続けたい」職場環境の整備に向けた取り組みを進めます。

#### 1 法人運営に関する業務

役員及び評議員の改選期を迎える、関係法令に基づくガバナンス（統治）体制を構築し、  
公益的で透明性の高い法人運営を実践する。

##### (1) 法人運営に関する諸会議の運営

- ① 理事会（業務執行の決定機関）の運営（5回）
- ② 評議員会（法人運営に係る重要事項の議決機関）の運営（4回）
- ③ 地域福祉委員会（地域住民の意見集約と提言機関）の運営（2回）
- ④ 理事事業担当部会（各部門の調整・調査・研究等の機関）の運営（随時）
  - ア 総務企画部会
  - イ 地域福祉部会
  - ウ 介護保険事業部会
  - エ 保育事業部会
  - オ 地域包括ケア推進部
- ⑤ その他の会議の運営
  - ア 三役会（随時）
  - イ 評議員選任解任委員会（随時）
  - ウ 企画調整会議（毎月1回）

##### (2) 法人運営に関する監査の受検（理事の職務執行、事業執行、計算関係書類及び財産状況）

- ① 監事による監査
  - ア 定期監査（5月）
  - イ 中間検査（11月）
- ② 内部監査人による監査（前期：8月・後期：2月）

##### (3) 関係法令に基づく定款、諸規程等の整備

定款、諸規程等の見直し及び改正等並びに所轄庁への届出

##### (4) 法人運営に関する情報公開（現況報告書・計算書類等）

- ① 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムによる情報公開
- ② 本会ホームページによる情報公開
- ③ 本会広報紙「社協だよりうんなん」による情報公開

## 2 社協会員に関する業務

会員加入を促進し、地域住民や関係機関の参加を旨とする社協の組織基盤を強化する。

### (1) 会員の募集及び会費ご協力のお願い

- ① 正会員 市内各世帯（7月）
- ② 賛助会員 本会役員及び評議員（12月）

### (2)弔電のお供え

会員世帯にご不幸があったとき、弔電を送り弔意を表す。

## 3 人事管理に関する業務

職員が自分の強みを活かして業務に専念し、その能力を発揮できるよう支援する。

### (1) 役員研修等の実施又は受講

法人研修の実施又は外部研修の受講

### (2) 人材の確保に向けた取り組み

- ① 処遇等の見直しの検討
- ② 社協らしさを打ち出したプランディングの推進
- ③ 職員の募集、採用試験の実施、採用

### (3) 人材の育成及び自己実現を支援する取り組み

- ① 法人内部研修の実施
  - ア 新採用職員研修
  - イ 職員研修
- ② 外部研修機関が実施する研修の受講推進
  - ア 福祉職員生涯研修（福祉人材センター主催の階層別研修）
  - イ 職能別研修
  - ウ 課題又は事業別研修
- ③ セルフキャリアドックの実施
  - ア 対象職員ごとに体系的な人材開発等を実施
  - イ フィードバックに基づく組織的課題等の分析と対応
- ④ 目標管理制度の運用
  - ア 目標面談（目標設定）、中間面談（中間評価）、育成面談（評価）の実施
  - イ 職階別研修等の実施
- ⑤ 職員の資格取得に関する支援制度の実施

### (4) 人材の定着に向けた取り組み

- ① 働きやすい職場づくりに向けた職員協議会等との意見交換の実施
- ② 職員一人ひとりの強みを活かし、貢献実感を高めるための目標管理制度の運用

### (5) 労働者名簿の整備と管理に関する業務

労働基準法に基づく法定帳簿である労働者名簿を整備し管理する。

## 4 労務管理に関する業務

関係法令等に基づき、職員が安心・安全に働き続けられる労働環境を整備する。

### (1) 労働法令等に基づく労務管理業務

- ① 労働契約の締結及び労働条件の管理
- ② 労働関係法令の施行・改正等に対応した関係諸規程等の整備
- ③ 職員協議会との協定締結及び就業規則等変更に係る意見聴取並びに届出

### (2) 関係法令等に対応した労務管理業務

- ① 労働安全衛生法に基づく労務管理の実施
  - ア 定期健康診断の実施及び産業医による健康管理指導等
  - イ 衛生委員会の設置による調査審議事項の協議と職場環境等の改善推進
  - ウ ストレスチェックの実施（10月）と指導医による面接指導又は健康相談の実施（随時）
  - エ 労働災害防止に向けた取り組み（産業医による職場巡視及び指導等）
- ② 働き方改革関連法及び労働施策総合推進法等への対応
  - ア 年次有給休暇取得の促進（法令に基づく取得義務日数以上の取得を促す）
  - イ 雇用形態に応じた公正な待遇の確保（顧問社会保険労務士の指導による適正化）
  - ウ 職場のハラスメント防止対策の実施（規程整備、相談窓口の設置及び適正な対応）
- ③ 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の推進
  - ア 仕事と家庭の調和を図るための所定外労働時間の削減及び休暇取得の促進
  - イ 男女とも育児支援等の諸制度が遠慮なく利用できる職場環境の整備
  - ウ 男女ともに意欲的に活躍できるためのキャリア形成支援
- ④ 障害者雇用促進法に基づく労務管理の実施
  - 障がい者雇用と当該職員に合わせた働きやすい就業環境の整備

### (3) 福利厚生に関する労務管理業務

- ① 法定福利への加入と管理（雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金保険・介護保険等）
- ② 法定外福利への加入と管理（島根県民間社会福祉従事者互助会・雲南市社協職員会）

## 5 経理・財務管理に関する業務

関係法令及び会計基準等を遵守し、事業の状況に即した適正な経営を進める。

### (1) 予算編成業務

- ① 雲南市補助事業、委託事業等に係る担当課との協議、調整及び補助金の要望等
- ② 予算編成に係る部門間調整及び部門別ヒアリング
- ③ 事業年度内における補正予算編成

### (2) 会計管理業務

- ① 帳票及び台帳等の管理
- ② 計算関係書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）の作成

### (3) 財務管理業務

- ① 出納管理業務
- ② 財務及び固定資産の管理
- ③ 寄付金品等の受付

#### (4) 決算業務

- ① 計算関係書類、附属明細書及び財産目録等の作成並びに監査の受検
- ② 現況報告書、計算書類及び財産目録等の所轄庁への提出

#### (5) 契約に関する業務

経理規程第11章各条に基づく契約事務の執行

### 6 総務に関する業務

法人全体の最適化を図るマネジメントにより、総合力を生かした持続可能な法人運営を進める。

#### (1) 中期経営計画の進行管理及び次期計画の策定

- ① 目標管理制度と連動させた目標の連鎖による経営理念・ビジョンの浸透と実践
- ② 経営戦略・第5年次の取り組みの実施
- ③ 第3期中期経営計画による次期5ヶ年間の経営戦略の策定

#### (2) 広報・啓発事業

- ① 広報紙の発行
  - ア 社協だよりうんなん 12,500部：年4回発行
  - イ 地域の福祉 15,000部：毎月発行（市報うんなんに折込）
- ② ホームページの運営 更新：随時
- ③ 広報編集会議の開催（随時）

#### (3) 苦情解決体制の整備

- ① 苦情処理第三者委員会の設置及び委員会の開催（1月）
- ② 福祉サービス苦情解決研修会の受講（島根県運営適正化委員会主催）

#### (4) 災害時対応体制の整備

- ① 事業所別事業継続計画（BCP）と連携した法人事業継続計画の策定
- ② 災害時対応体制マニュアル等の更新
- ③ 災害ボランティアセンターの運営に関する講習派遣及び関係機関との協議
- ④ 第5期地域福祉活動計画の総合ボランティアセンター構想における災害ボランティアセンター機能との連携
- ⑤ 激甚災害発生時における被災地災害ボランティアセンター支援等への職員の派遣

#### (5) 指定管理者制度による社会福祉施設の管理運営

- ① 雲南市との協定の締結
  - 基本協定及び年度協定の締結
- ② 協定に基づく社会福祉施設の管理運営
  - ア 大東町地域福祉センター（大東支所・大東介護事業所）
  - イ 木次高齢者コミュニティセンター（木次支所）
  - ウ 三刀屋健康福祉センター（本所・三刀屋介護事業所・地域包括支援センター）
  - エ 掛合健康福祉センター・掛合高齢者生活福祉センター（掛合支所・掛合介護事業所）
  - オ 入間コミュニティセンター（小規模多機能型居宅介護事業所）

## 7 式典及び行事に関する業務

雲南市や各関係機関等との共催による式典等を開催し、社会福祉の啓発と推進を図る。

### (1) 雲南市戦没者追悼式（6月）

主催：雲南市・社協

### (2) 雲南市総合社会福祉大会（10月）

主催：雲南市・社協・民児協・老連

### (3) 雲南市民歳末余芸大会（12月）

主催：雲南市・社協・山陰中央新報社・J A・商工会

## 8 地域における公益的な取り組みの推進に関する業務

社会福祉法（第24条第2項）に規定される地域における公益的な取り組みを推進し、社会福祉法人としての責務を果たす。

### (1) 社会福祉士等の養成に係る取り組み（実習生の受入れ）

① 関係法令に基づく相談援助実習指導員の配置

② 社会福祉士養成校等が求める相談援助実習施設としての協力

### (2) 雲南市社会福祉法人連絡会事業への参画（複数法人間連携事業への参画）

社会福祉協議会の機能を発揮した法人間連携の促進を担う事務局業務

### (3) 現況報告書への記載と情報発信

本会各部門が取り組む公益的な取り組みを把握し、現況報告書へ記載の上、積極的な情報発信に努める。

## 9 日本赤十字社島根県支部雲南市地区の運営に関する業務

日赤島根県支部の雲南市地区事務局として、日赤事業の連絡調整と普及・啓発を担う。

### (1) 日赤島根県支部雲南市地区事務局業務

① 日赤島根県支部業務推進協議会への参画

② 日赤島根県支部評議員会への参画

### (2) 日赤事業の啓発活動の推進

① 5月の赤十字運動月間を中心とした事業啓発と日赤会費の募集

② 日赤島根県支部広報紙「島根の赤十字」等の配布

### (3) 学校や地域からの救急法研修会等の申請に対する連絡調整

### (4) 災害時の被災等に対する救援物資及び見舞金等の支給

### (5) 災害被災地の支援に係る義援金募金への協力

## 2 地域福祉事業部門

### ○ 部門ビジョン（目指す姿）

誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくるために  
地域を基盤としたソーシャルワークを包括的に実践し暮らしやすさを追求する  
地域福祉部を目指します

- ▶ 住民の多様・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制づくりを進めます。
- ▶ 本人の意思決定が尊重され、本人らしく暮らし続けられるよう権利擁護支援を進めます。
- ▶ 多発する自然災害の被災者支援を迅速に行えるよう総合型ボランティアセンター機能の充実を図ります。

### 1) 生活支援・相談センター

#### ○ 運営方針

～まずは相談を受け止め 課題解決を共に目指し  
その人が主役の自立支援を進めます～

#### ○ 実施事業

##### 1 総合相談体制の充実・強化

###### □ 支援目標

生活上のあらゆる困りごとをまずは受け止め、解決を目指して課題を紐解き、必要な制度や仕組みにつなぎます。また、地域住民や団体、機関等とのネットワークをつくりアウトリーチを含めた対応により幅広い対象者の早期発見、早期対応に努めます。

###### (1) 生活困窮者への自立支援

###### ① 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

ア 総合相談、課題把握、アウトリーチ、分析、支援プラン作成、支援調整会議、支援提供、状況把握、プラン修正（適宜）、終結・追跡評価等  
イ 相談支援員の増員による相談体制の充実、強化【新】

###### ② 生活困窮者家計改善支援事業（市受託事業）

ア 家計管理、滞納の解消、各種給付金制度利用、債務整理、貸付のあっせん等  
③ くらしの相談（法律相談、無料、予約制）

ア 弁護士相談（毎月第2木曜日）

イ 司法書士相談（毎月第4金曜日）

###### (2) 地域を基盤とした相談支援ネットワークの構築

###### ① 多機関団体等との連携

ア 地域包括支援センター、民生児童委員協議会、地域自主組織、ボランティア団体等との連携、ネットワーク化による総合相談の充実強化

###### ② 生活困窮等研修会への参加・参画

ア 地域支援、個別支援等の相談援助技術の向上

###### ③ 再犯防止に向けた多方面からの支援【新】

ア 行政、雲南地区保護司会等との連携協力（安心・安全な明るいまちづくり）

## 2 生活支援の充実・強化

### □ 支援目標

生活困窮世帯の経済的自立や社会参加促進を図るため、生活基盤の安定を目指した資金融資や、制度や仕組みに当てはまらないニーズは整理したうえで、支援メニューを開発する等対応し、包括的な支援体制により生活向上に努めます。

#### (1) 資金融資による生活基盤の充実

- ① 生活福祉資金貸付（県社協受託事業）
  - ア 県社協との連携による制度の周知、啓発
  - イ 貸付、償還時の生活困窮者自立支援事業等との連携
- ② コロナ特例貸付償還支援
  - ア 特例貸付債権管理事務
  - イ 償還（返済）免除の方への相談支援の充実
- ③ 民生融金貸付
  - ア 相談から貸付、償還時の生活困窮者自立支援事業等との一体的実施
  - イ 緊急現金制度の評価・検証

#### (2) 狹間のニーズに対する支援メニューの研究開発

- ① 生活困窮者就労準備支援事業（市受託事業）
  - ア 生活自立支援（起床や定時通所の促しなど）
  - イ 社会自立支援（基本的コミュニケーション能力の形成など）
  - ウ 就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書作成指導など）
- ② 重層的な支援体制づくり【新】
  - ア 多様化、複合化した生活・福祉課題の状況把握
  - イ 他分野と連携するための協議・検討
- ③ 支援メニューの研究開発
  - ア 就労体験への農福連携等、多様な協力者・協力企業等の開拓
  - イ 新たな支援メニューに資金が必要な場合の財源確保の検討
  - ウ 制度の狭間の支援メニュー
    - ・緊急現金貸付（市社協）
    - ・入居債務保証支援

## 3 社会的包摂の実現（地域生活支援）

### □ 支援目標

人口減少や少子高齢化、単身高齢者世帯の増加や人ととのつながりの希薄化が進むなか、社会的排除や社会的孤立などの社会課題に対し、ひとり一人を社会の一員として取り込み、支え合う福祉のまちづくりに努めます。

#### (1) 地域生活支援の実践を通じた学びの支援

- ① フードバンク・生活備品貸出事業・サニタリードライブ支援
  - ア フードバンク
  - イ 生活備品貸出
  - ウ サニタリードライブ（市内小中高）

- ② 居場所づくり普及支援への協力
- ア 集う場所「フリースペース」の行政等との共催
- イ 集う場所「Eスポーツクラブ」の関係機関等との共催
- ウ 参加の場「みんなの畠（室山農園）」への参加支援

#### 4 住民主体の生活支援活動の展開（地域生活支援）

##### □ 支援目標

多様化・複合化してきた、個々の生活課題を地域の課題として捉えられるように、またその課題に対し地域住民や地域自主組織、関係機関、団体等のみんなで考え方・みんなで力を合わせて応援できる福祉のまちづくりに努めます。

##### (1) 福祉サービスの融合・開発・確保

- ① 子どもへの学校・家庭以外の居場所づくりのニーズ把握（食堂・学習支援等）
- ア 行政、関係機関等との連携によるニーズや支援状況の把握

##### (2) 相談・支援のネットワークの充実

- ① 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業
- ア 雲南市社会福祉法人連絡会会員法人との連携（市内14法人）
- イ 事業運営および担当者連絡会・研修会への協力
- ② 安心・安全の普及活動
- ア 見守り・防犯活動や再犯防止支援における関係機関、団体等との連携

## 2) 権利擁護センター

### ○ 運営方針

～本人の意思決定を支え 権利を擁護し

その人らしい安心な暮らしの実現を支援します～

### ○ 実施事業

#### 1 権利擁護体制の充実

##### □ 支援目標

判断能力が充分ではない、子どもから高齢者、障がい者の方の権利が護られ、いつまでもその地域で安心して暮らしていくことができるよう、また人権意識を高めることで虐待のない福祉のまちづくりに努めます。

##### (1) 日常生活自立支援事業の充実

- ① 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
- ア 必要な人が制度利用につながるよう、県社協との連携による制度の周知、啓発
- イ 支援プラン作成、生活支援、地域や関係機関との連絡調整、生活支援員研修及び募集、利用者負担額助成（市、市社協）、ケース会議の開催
- ウ 利用者やその世帯が抱える複合化した課題への包括的な支援体制づくり

##### ② 情報通信技術（ＩＣＴ）の活用

- ア 県社協が開発した業務管理システムの活用により、事務効率化による負担軽減や効果的な利用者の支援を図る

## (2) 法人後見事業の充実

- ① 法人後見事業（法人による成年後見への取組）
  - ア 運営委員会（年2回）、受任審査会（適宜）、ケース会議の開催
  - イ 成年後見制度に基づく財産管理、身上保護等の支援
  - ウ 顧問弁護士や司法書士、家庭裁判所、市所管課等関係機関との連絡調整
  - エ 福祉事業所や更生保護団体、医療機関等との連携推進
  - オ 被後見人が抱える複合化した課題への包括的な支援体制づくり
- ② 成年後見制度利用促進事業（市より中核機関の一部事業受託）
  - ア 制度利用促進に向けた周知、啓発の実施
  - イ 一般、専門職等関係者への研修、介護の入門的研修等における制度概要説明
- ③ 児童・高齢者・障がい者虐待防止の推進
  - ア 啓発研修等への積極的参加による人権意識の高揚

## 3) 福祉のまちづくり促進センター

### ○ 運営方針

～地域住民一人ひとりが主役で目指す

“安心して暮らし続けたい地域づくり”を支援します～

### ○ 実施事業

#### 1 福祉教育（共育）の推進

##### □ 支援目標

地域の福祉推進のために、福祉教育の視点が求められ期待されており、地域におけるふくしを思う人や共感を育むとともに、現在の地域福祉を担う人材への啓発と次世代の人材育成に向けた学び合いの場づくりに努めます。

##### (1) 学校における福祉教育（共育）の実践

- ① 総合的な学習の時間への支援（事前打ち合わせ ⇒ 実践 ⇒ 振り返り）
  - ア 共同募金による市内小中高校で行う福祉教育（共育）の取組への助成強化
  - イ 福祉の学び合いハンドブックの活用
- ② 社会資源を活かした福祉の学びの設定
  - ア 当事者等の協力による社会問題をテーマとした福祉の学びの場づくり
- ③ 福祉教育（共育）実践に携わる関係者の連携強化
  - ア 学校や関係機関とのネットワークづくり

##### (2) 地域を基盤とする福祉教育（共育）の実践

- ① 地域自主組織等を推進主体とした福祉教育（共育）
  - ア 支え合いの場づくり、やりがいづくりへの支援
  - イ 地域の福祉力を育む「ふくしを思う人づくり推進事業」の実施（重点支援5地区：3年間）
- ② ボランティアグループ等を推進主体とした福祉教育（共育）
  - ア ボランティア活動の推進及び参加促進を目的とした研修の実施
  - イ ボランティアグループや事業所における高校生等ボランティアの受入促進
- ③ 支え合う福祉のまちづくり講座（出前講座）
  - ア 住民やボランティアグループ等と共に進める学び合う場づくり

## 2 包括的支援・小地域福祉活動の推進

### □ 支援目標

複合的な生活課題に対し、包括的支援体制が必要とされるため、行政や保健・医療・福祉・介護等の専門分野による支援に、地域自主組織を中心とした、地域の福祉力との連携に向けたつながりづくり、人づくりに努めます。

#### (1) 住民主体による“共助”の仕組みづくり（共助…近隣住民や地域の人と互いに助け合うこと）

##### ① 住民主体の活動実践支援

ア 地域自主組織等が行う住民参加による地域福祉活動の支援

##### ② 生活支援体制整備事業の推進（市受託事業、5年目）

ア [市域] 第1層生活支援コーディネーター（CN）の専任配置

イ [30地区] 第2層生活支援CN（地域福祉推進員）の育成・支援

ウ 困ったときは助けてと言える地域づくりの推進

エ 生活課題解決のための話し合いの場づくり（市域・30地区）

オ 地域のお宝（社会資源）の発掘・発見

##### ③ 重層的支援体制整備事業の実施に向けた提言

ア 包括的支援体制の構築に向けた事業の調査、研究

イ 既存相談窓口だけでは対応が難しい事例や重層事業のメリットを示す等、自治体への積極的な働きかけ

#### (2) “その地域ならではの支え合い”への支援

##### ① ふくしの学び合い

ア 地域自主組織等とふくしの学び合い会議の開催による地域の福祉力向上

##### ② 活動財源の支援

ア 赤い羽根地区福祉委員会活動助成金

イ ふれあい・いきいきサロン介護予防等活動支援助成金

## 3 総合型ボランティアセンター機能の構築（平常時・災害時）

### □ 支援目標

これまでのボランティアセンター機能に「災害を想定した支え合いに向けた備え」を加え、ボランティア活動実践者のやりがいを向上することや、平時から被災を想定した切れ目のない支援体制が整う福祉のまちづくりに努めます。

#### (1) 新たなボランティア活動者の開拓

##### ① ボランティアセンター機能の充実

ア 運営委員会の開催（年2回）

イ ボランティアセンター機能の研究・強化（災害時を含む）

##### ② ボランティアの育成・発掘

ア 小学校、中学校、高校ボランティア参加の促進

イ ボランティア登録・管理及び登録者普及の検討（個人・企業等）

#### (2) ボランティア活動支援

##### ① 日常生活の助け合い活動の充実

ア 相談対応とマッチング等の支援

- イ 音訳等のボランティア研修会、情報交換会等実践者のスキルアップ
  - ウ 新たな地域課題に対応する活動プログラムの創出及び助成支援
  - エ 子ども食堂等居場所づくり及びつながりの支援
- ② 情報発信の充実 ※SNS：インターネットを通じて人と人をつなげるサービスのこと。  
ア 広報・チラシ等による情報発信およびSNS活用の検討

### (3) 災害時福祉支援体制の整備【新】

- ① 災害ボランティアの養成
  - ア 災害ボランティア養成研修等への参加促進
  - イ 防災・減災の意識啓発

## 4 住民主体の生活支援活動の展開（地域生活支援）

### □ 支援目標

多様化・複合化してきた、個々の生活課題を地域の課題として捉え、またその課題に対し地域住民や地域自主組織、関係機関、団体等のみんなで考え・みんなで力を合わせて応援できる福祉のまちづくりに努めます。

#### (1) 福祉サービスの融合、開発、確保

- ① 見守りに資する配食サービス事業
  - ア 高齢者等利用者宅へ弁当配達時の見守りによる安心・安全な生活の支援
  - イ 地域自主組織・民生児童委員・ボランティア・当事者支援機関等が行う、高齢者の見守りと生活支援ネットワークとの連携強化
- ② 郵便等による見守り事業
  - ア 郵便局、事業所、企業、地域自主組織、ボランティア等が行う高齢者の見守り
    - ・大東：まめなかね通信
    - ・加茂：友愛はがき
    - ・木次：愛のおたより推進運動
    - ・三刀屋：愛の絵手紙運動
    - ・掛合：ふれあい安心郵便
- ③ 音訳広報活動
  - ア 市内各ボランティアグループが行う市報うんなんの音訳CD作成の支援
  - イ 希望対象者及び施設への音訳CD配布の協力
- ④ 地域子育て支援
  - ア 民生児童委員、ボランティア等との連携による子育てサロンの実施（吉田圏域）

#### (2) 相談・支援ネットワークの充実

- ① 安心・安全の普及活動
  - ア 見守り・防犯活動や再犯防止支援における関係機関、団体等との連携

## 5 社会的包摶の実現（地域生活支援）

### □ 支援目標

人口減少や少子高齢化、単身高齢者世帯の増加や人ととのつながりの希薄化が進むなか、社会的排除や社会的孤立などの社会課題に対し、ひとり一人を社会の一員として取り込み、支え合う福祉のまちづくりに努めます。

#### (1) 社会的包摶に向けた福祉教育

- ① 福祉課題・福祉意識の啓発
  - ア 生活課題や個別・地域支援の双方の課題の把握、分析、整理
  - イ 住民等との学び合いの場づくり

- ② 赤い羽根共同募金運動
  - ア 募金活動への参加促進
  - イ 寄付文化の醸成

## (2) 地域生活支援の実践を通じた学びの支援

- ① フードドライブ
  - ア 食品ロスの軽減、フードバンクによる有効活用
  - イ 窮迫課題へ対応する生活支援・相談センターとの連携
  - ウ 関係機関・団体等に呼びかけ適量の食糧を保管、安定供給の確保
- ② 居場所づくり普及支援
  - ア ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンの支援
  - イ 子ども食堂、地域食堂の支援

## 6 雲南市共同募金委員会の運営

### □ 実施目標

寄付者と活動者の思いをつなぐ“相互の共感”を大切にした、赤い羽根共同募金の雲南市共同募金委員会の運営に努めます。

#### (1) 雲南市共同募金委員会の運営

- ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～12月31日）
- ② うんなん手のひら募金の実施（1月1日～3月31日）
- ③ 募金百貨店プロジェクト、募金付自動販売機の設置の推進（随時）

## 7 民生児童委員協議会の活動支援

### □ 支援目標

地域福祉活動を推進するパートナーである雲南市民生児童委員協議会との協同実践を目的として、その活動の支援に努めます。

#### (1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援

- ア 事務局運営補助（本所担当）

#### (2) 6法定単位民生児童委員協議会活動支援

- ア 事務局運営補助（各支所担当）

## 8 当事者組織活動の推進

### □ 支援目標

市内に組織されている、雲南市身障者協会、雲南市手をつなぐ育成会、雲南市母子会等の思いを反映し、団体活動に寄り添うとともに、安定した団体運営を図るための財源確保の支援に努めます。

#### (1) 当事者主体による組織運営の充実に向けた働きかけ

- ア 団体活動実践の支援（事務局を担当）  
雲南市母子会、雲南市手をつなぐ育成会、雲南市身障者協会（市域、吉田圏域）、被爆者協会（木次圏域）

#### (2) 当事者組織の地域福祉推進機能の充実

- ア 団体活動財源の支援  
雲南市母子会、雲南市手をつなぐ育成会、雲南市身障者協会、被爆者協会、雲南市遺族会

## 9 第5期雲南市地域福祉活動計画の進行管理

### □ 実施目標

地域福祉の推進を目指して、行政計画の雲南市総合保健福祉計画と連動する、民間の活動計画・行動計画である第5期雲南市地域福祉活動計画の進行管理に努めます。

#### (1) 第5期雲南市地域福祉活動計画の進行管理（1年目）

##### ① 計画冊子、ダイジェスト版の配布による周知、PR

ア 地域住民、地域自主組織、福祉関係機関・団体、行政等との連携による計画の具現化

### 3 在宅福祉事業部門

#### ○ 部門ビジョン（目指す姿）

その人らしい「ふだんの暮らし」を支えるために  
一人ひとりの暮らしに寄り添う高品質な在宅ケアを実践し追求する  
在宅福祉部を目指します

- ▶中山間地域における介護サービスのセーフティーネットとしての役割を担います。
- ▶社協らしい在宅福祉の具現化に向けて、他部門・他機関と連携する地域生活支援に取り組みます。
- ▶「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられること＝ふだんの暮らし」を支えるために、一人ひとりを見つめた、良質な在宅介護サービスを効率的に実践します。

#### ＜重点実施項目＞

##### 1 経営基盤の強化

常に経営状況の把握と分析を行い、拠点区分での独立採算性を基本として、事業所単位で目標値を定め、検証を行い経営基盤の安定・強化を図る。

###### 【稼働目標】

- ① 訪問介護事業 1日平均（おおぎ25名、みとや23名、かけや10名）
- ② 通所介護事業  
(30名定員：1日平均24名、25名定員：1日平均21名、10名定員：1日平均8名)
- ③ 訪問入浴介護事業 1日3名以上
- ④ 居宅介護支援事業所 ケアマネ一人当たり35件
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護事業への業態変更
- ⑥ 介護予防事業 月利用者数平均210名以上

##### 2 I C T導入による業務改善（働きやすい職場環境づくり）

訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業に I C T（コンピュータ等のデジタル機器、ソフトウェア、通信ネットワーク等）を導入することによって業務改善を推進し、質の高い介護サービスの提供と人材の確保・育成・定着を進め、介護現場における生産性向上を実現する。

###### (1) 職場環境の整備

安全な介護を提供するため、5 S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の視点で職場の環境を整える。

###### (2) 業務の明確化と役割分担、手順書の作成（見直し）

業務全体の流れの検証し、必要に応じて再構築する。また課題に合ったテクノロジー等の導入を検討する。また手順書等を見直し又は順次整備し、業務の標準化を進める。

###### (3) 記録・報告様式の工夫

タブレット端末やスマートフォンによるデータ入力（音声入力含む）を進め、介護ソフト統一による情報の一元化を行い、記録作成の負担軽減を図る。

#### (4) 情報共有の効率化によるチームケアの充実

タイムリーな情報共有の仕組みを整え、事業所内間及び部を渡った迅速な連携を図ることで介護サービスの向上、チームケアの充実を図り、業務をより安全に効率的に行えるよう業務改善に取り組む。

#### (5) 担い手の確保とOJTの仕組みづくり

業務負担を軽減し働きやすい環境づくりを図り、業務改善によって生み出した余力（時間・気持ち）を利用者等に寄り添う時間に向けるとともに、研修の実施や人材の育成を図り、OJTの仕組みづくりを強化し、職員の「働きがい」の向上を進める。

#### (6) 理念・行動指針の徹底

雲南市社協の経営理念やビジョン、行動指針等を職員間で共有・徹底し、均質化したサービスの提供が行われるとともに、イレギュラーな事態に対し自律的な行動ができるようとする。

### 3 地域包括ケアに向けた取り組み

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取り組む。
- ② 医療と介護の連携を図り、在宅福祉サービスが充実するよう地域とのつながりを大切にしながら、介護予防活動に積極的に取り組む。
- ③ 認知症予防活動に取組むとともに、認知症への対応力の向上に向けた取組を進める。

#### (2) 介護基礎能力の習得・向上

外部への積極的な研修参加や講師を招いた研修企画等、介護サービスの質の向上を図る。  
抱えない介護実践、排泄ケア：オムツマイスター養成、コマニチュード技法の実践等

#### (3) 相談・苦情への対応

苦情相談窓口を設置し、第3者委員により必要時には苦情検討委員会において助言を仰ぐ。

### 4 地域貢献事業の推進

#### (1) 職員の専門性を活かした地域貢献

各事業所より、出前講座、地域サロン等へ職員を派遣し専門性を活かした地域貢献事業を実施することにより、信頼と期待される福祉サービスの拠点づくりを目指す。

#### (2) 地域のボランティア等との連携

地域のボランティアの受入れ、地域福祉活動への参加等地域との連携に努める。

### 5 安全（感染症・高齢者虐待防止・災害・交通安全・労働災害）対策の徹底

#### (1) 感染症対策及び高齢者虐待防止の徹底

感染症の対応マニュアルを常に見直し、職員一丸となり感染拡大防止に努める。併せて高齢者虐待防止を徹底するため、感染症対策及び虐待防止の委員会及び研修会を開催する。

#### (2) 地域と連携した災害への対応の強化

策定した各事業の事業継続計画（BCP）の見直しを進める。

#### (3) 法令遵守の徹底

制度改正等の動向を把握し対応できるよう準備を進め、法令遵守の徹底に努める。

(4) 労働環境の整備

ハラスメントへの対策及びストレスチェックの実施

(5) 避難訓練、交通安全講習会の実施

事業所単位に訓練・講習会を定期的に開催する。

## ＜実施事業内容＞

### 1 在宅福祉課

(1) 介護の入門的研修の実施

介護人材の確保・育成を目的として研修会を実施する。介護に関心のあるすべての方（高校生を含む）を対象に 21 時間（3 日間）の講義・実技を実施する。また、就労希望者には就労支援機関（ハローワーク等）による就労相談や職場見学・体験等支援を行う。

(2) 介護予防はつらつ事業

（介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス A：緩和した基準によるサービス）

○ 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	8 時 30 分から 17 時 30 分
サービス提供時間	① 9 時 30 分から 15 時 00 分（1 日コース） ② 9 時 30 分から 12 時 30 分（半日コース I ） ③ 13 時 30 分から 15 時 30 分（半日コース II ）
実施地区	雲南市全域 (大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田町・掛合町)
実施会場	市内 19 地区の交流センター等（1 会場の定員は 20 名）
実施対象者	事業対象者、要支援 1・2
実施回数	一人あたり 月 2 回から 4 回
利用料金	・基本料金：月定額料金（1 割負担：1,493 円、2 割負担：2,986 円、3 割負担：4,479 円） ・昼食・茶菓代 1 回：700 円（1 日・半日 I ）、100 円（半日 II ）

○ 実施内容

- ① 地域包括ケアシステム推進の一翼を担うため、事業対象者及び要支援 1・2 の方に對し運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、閉じこもり予防等の各プログラムを、関係機関と連携を図りながら実施する。
- ② 各交流センターやボランティアなど、地域と一体となった活動により高齢者の生きがいと社会参加を促進することで、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び要介護状態になることを予防できるように事業を行う。

## 4 施設福祉事業部門

### ○ 部門ビジョン（目指す姿）

一人ひとりの心安らぐ住まいであるために  
その人らしい生き方・生活を尊重した施設ケアを実践し追求する  
施設福祉部を目指します

- ▶社協らしい施設福祉の具現化に向けて、他部門・他機関とも連携した「施設の社会化・地域化」に取り組みます。
- ▶施設での暮らしが「自分らしい輝き」の基盤となるよう、その人らしい生き方が実現できる、地域とのつながりを重視した「心安らぐ住まい」としての、高品質な施設ケアを実践します。

### ＜重点実施項目＞

#### 1 安定した経営基盤の確立

入所者、職員の健康管理による安定した収入の確保に努める。

##### (1) 目標稼働率の達成

- ① 介護老人福祉施設 えがおの里 95%以上
- ② 介護老人福祉施設 えがおの里ユニット 95%以上
- ③ えがおの里短期入所生活介護事業所 90%以上

##### (2) 空床日の低減

###### ① 異常の早期発見・治療

・まめネットを活用した連携により患者の苦痛の軽減と入院期間の短縮を目指す。

###### ② 誤嚥性肺炎の予防

- ・口腔体操、マッサージを行い嚥下機能の維持を図る。
- ・掛合診療所歯科医師と連携して口腔内の状態に応じたケアを実施する。
- ・座位、臥床時の正しいポジショニングを実施する。

###### ③ 尿路感染症の予防

- ・利用者個々に適切な水分量を摂取できるよう取り組む。
- ・排尿リズムを把握してトイレでの排泄を促す。
- ・清潔を保つ。

##### (3) 関係機関との連携

- ・雲南市立病院、市内介護施設と連携して、加算算定、不足する介護、看護職員の業務負担軽減に取り組む。

#### 2 質の高いサービスの提供

##### (1) 施設サービス計画書（個別機能訓練計画、栄養計画）の充実

入所者の自己実現を目指し、多職種が連携して計画書を作成する

##### (2) 科学的介護情報システム（LIFE）の活用

データの提出とフィードバックにより、他施設との比較を行いケアの質の向上を図る。  
(口腔・栄養・ADL)

### (3) 不適切ケア防止への取組み

- ① えがお会議（入所者代表）を開催して日常の不適切ケアについて確認を行う。
- ② アンケートを実施して、サービス全般に関する意見、評価について家族会役員と協議しサービスの向上を目指す。
- ③ 虐待防止・身体拘束廃止委員会による不適切ケアの点検、予防に関する研修、情報提供を行う。

### (4) 専門知識・技術の習得と実践

研修会の開催、外部研修への参加、事例検討会を行う。

- ・研修会・訓練の開催（参加）

介護保険制度について	1回以上/年
コンプライアンスについて	1回以上/年
虐待・身体拘束禁止について	2回以上/年
事故防止について	2回以上/年
感染症予防について	2回以上/年
医療的ケアについて	1回以上/年
看取りケアについて	1回以上/年
認知症ケア	1回以上/年
業務継続計画（B C P）について	2回以上/年
口腔衛生管理について	2回以上/年

### (5) 家族会との連携

入所者・家族と施設の相互理解を深め、より快適な生活を送ってもらうための協力関係を築く。

- ・家族会の開催 1回以上/年
- ・アンケートの実施 1回以上/年

## 3 感染症対策

### (1) 感染症予防委員会の開催 1回/3月

- ・研修会、訓練の実施。
- ・雲南保健所、雲南市立病院感染対策室との連携。
- ・マニュアル、事業継続計画の見直し。

## 4 安全対策

### (1) 安全対策委員会の開催 1回/3月

- ・避難、消火訓練の実施  
関係機関、家族会、自治会、事業所等と連携して訓練を実施する。
- ・不審者対応訓練の実施  
掛合広域交番、自治会等と協力して訓練を実施する。

### (2) 環境整備

- ・衛生委員会による巡視  
整理整頓、清掃、清潔の意識を醸成し事故なく健康で働くことが出来る職場環境を整える。

- ・生活事故の予防

利用者の身体状態に合わせた生活環境を整え、生活事故の予防に努める。

※ 事故発生時は必要に応じて身体拘束廃止委員会、事故防止委員会を開催して再発防止に努める。

## 5 地域との交流・連携・貢献

施設の社会化・地域化を目指し、社会資源の一つとして多様な人と交流、連携、貢献することで入所者の生活の質の向上を図る。

### (1) 地域交流

- ・地域行事等への参加。

### (2) 地域連携

- ・多職種連携意見交換会等への参加。

地域における課題の共有と支援体制を強化するために連携を図る。

- ・防犯教室開催。

### (3) 地域貢献

- ・福祉教育への協力。

- ・高等学校への授業協力。

- ・介護体験学習への協力。

- ・出前講座への協力。

## 6 情報提供・相談・苦情への対応

### (1) 信頼関係の構築

- ・相談、要望、苦情に対し迅速丁寧に対応を行う。

### (2) 苦情相談窓口の設置

- ・必要時、第3者委員会を開催し助言を仰ぐ。

### (3) 情報公開

- ・えがおの里新聞の発行。

- ・社協ホームページ（Y o u T u b e）の更新。

## 7 人材確保・育成・定着への取り組み

### (1) 情報発信

- ・就職説明会への参加。

- ・実習生を積極的に受け入れる。

- ・ホームページ（Y o u T u b e）を活用し施設の情報を発信する。

### (2) エルダー制度の実施

- ・新人職員に対しエルダー（相談役）を配置して職員が安心して働くことができる環境づくりに努める。（O J T 実施：業務に必要な知識、技術、態度を評価、指導を行う）

### (3) 腰痛予防対策

- ・福祉用具を使用する。

- ・始業前にストレッチを行う。

- ・入浴補助装置を使用する。

#### (4) I C T・介護ロボットの活用

- ・3M（ムリ・ムダ・ムラ）を排除し、利用者と寄り添う時間を確保することから生産できるやりがいを実感することで更なる介護の質の向上を図るとともに、ラインワークスを活用した雲南市立病院との連携による職場環境改善を図り、職員の確保、定着につなげる。

#### (5) 処遇改善の実施

- ・介護職員処遇改善を適切に実施する。

### 8 年間行事計画

月	行 事	内 容
4月	お花見	木次・三刀屋方面ドライブ お花見弁当
5月	花・野菜づくり	玄関前花壇を利用した野菜づくり
6月	家族会	事業計画・報告等 交流会
7月	七夕会	行事食
8月	納涼祭 花火大会	屋台（かき氷・焼きそば等）盆踊り 打ち上げ花火
9月	敬老会	行事食 記念品贈呈
10月	運動会	玉入れ 鯛釣り等
11月	紅葉ドライブ かけイルミ灯籠作り	吉田町 八重滝方面 掛合自治振興会事業参加
12月	クリスマス会 忘年会	行事食 ぶりの解体ショー
1月	新年会 書初め	行事食 抹茶
2月	節分祭	豆まき 行事食
3月	ひな祭り	行事食

☆ みんなの日曜日 外食チェーン店のメニューを提供する。

## 5 保育所受託運営事業部門

### ○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域とともに健やかに育つ子どもを支えていくために  
一人ひとりの最善の利益を尊重し 地域を活かした保育の実践を追求する  
子育て支援部を目指します

- ▶ 社協らしい子育て支援の具現化に向けて、行政や地域等との協働のもと、地域ニーズを反映した「受託事業の機能充実」に取り組みます。
- ▶ 家族、地域、世界の宝である子どもたちが、健やかに育つために、地域の皆様と共に歩む、高品質な保育サービスを実践します。

### ＜総括的事項＞

令和7年度入所児童数は、最終的に三刀屋保育所が97名（前年比2名減）、掛合保育所が48名（同10名減）となっており、急激な少子化の影響で定員に満たない状況が続いています。こうした中、三刀屋保育所の定員引き下げについて雲南市と協議してきましたが、令和7年度からこれまでの120名を110名とし、新たに3年間の委託契約を締結することとしました。

経営の改善に向けて、委託者である雲南市と更なる協議を進めるとともに、それぞれの保育所の独自性を活かして保育の質を高める努力をして参ります。

### 1) 雲南市立三刀屋保育所保育業務

#### 保育の理念、保育目標、経営方針

##### 1 保育理念

地域とともに健やかに  
～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

##### 2 保育目標

たくましく心豊かな子どもを育む

##### 3 児童数

在籍児童（予定） 定員110名

年齢 人 数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和7年4月1日現在	1	17	17	11	19	21	86
令和8年3月1日予定	12	17	17	11	19	21	97

入所率 令和6年度 83% 令和7年度 88%

##### 4 職員の職種、職員数（4月1日予定）

###### ○ 三刀屋保育所

職員 27名  
・所長1名 ・主任保育士1名

- ・保育士 19 名（内特別支援専任 3 名）

- ・看護師 1 名

- ・栄養士 2 名

- ・調理師 2 名

- ・事務員 2 名

嘱託医 1 名、嘱託歯科医 1 名

○ みとや病後児保育室「たんぽぽ」

職員 2 名

- ・保育士 2 名

## 5 健康及び安全

看護師及び栄養士の専門性を活かした児童の健康増進や、安全に対する取り組みを進める。

### (1) 健康支援

- ・保護者からの児童の健康観察カードの記載、提出を受けて毎日の健康管理の徹底

- ・委託医による健診（内科健診・歯科検診）

- ・子どもへの保健指導の実施（うがい・手洗い・はみがき指導など）

市の歯科衛生士による保護者と一緒に歯磨き指導を行う。

- ・保育公開に合わせ親子で幼児の性教育（プライベートゾーン）

- ・その他時季や子どもの様子に応じた健康指導

- ・看護師による出欠状況、感染症発生状況等の一早い情報提供（玄関の掲示板・保健だより・一斉メール配信）及び健康相談を行う。

- ・保育所内の衛生管理の徹底

感染拡大防止の対策

児童の手洗いと手指消毒の徹底と実施による感染症予防を行う。

施設内の塩化ベンザルコニウムによる毎日 1 回の清掃及び日常的な清掃を行う。

各部屋内の清掃、消毒の徹底（マニュアルに従って行う）

子ども・職員が触れるところを重点に、アルコール消毒を行う。

空気清浄機を使用し、定期的に換気を行う。

玩具等の消毒

- ・体力づくり活動として、所外指導員の支援による三刀屋健康福祉センタープールを利用した 5 歳児水泳教室

- ・日常の生活の中に運動プログラムを意識した実践を取り入れ、体力増進を図る。

- ・わくわくうんなんピックに参加

### (2) 安全管理

- ・危機管理体制の確立とマニュアルの会得

- ・安全対策マニュアル策定

- ・災害時を想定した月 1 回の避難訓練を実施する。

不審者対応訓練…雲南警察署対応

避難訓練（年 1 回）…雲南消防対応

- ・引き渡し訓練

- ・保護者総会で A E D 講習

- ・S I D S 、 A E D についての研修訓練を行う。（全職員）

- ・緊急時を想定し、一斉メール配信、メール確認訓練

- ・毎月初めの所内安全点検の実施とヒヤリハットの実施による安全対策の推進と職員の意識向上を図る。
- ・非常災害対策としての備蓄品の数量や保存年限を確認

### (3) 食育の推進

- ・地産地消を主とした安心安全な食材を提供
- ・栄養士、看護師及び保育士の連携によるアレルギー食への対応を行う。
- ・野菜栽培活動や地域の名人さんと調理実習をするなどして、食への関心を高める。
- ・栄養士等による月1回の食育のつどいを実施
- ・看護師及び栄養士一緒になり、子ども達への指導
- ・野菜を使ったクッキングを行う。(各学年)
- ・調理師と午後のおやつ作り(5歳児)
- ・保護者に対する食育指導や食育相談、レシピの配布、アンケート実施などを通して家庭と保育所の連携に努める。

## 6 子育て支援

- ・地域の子育て支援として、保育所一般開放日における個人面談、育児相談を行う。
- ・子育て講演会を開催
- ・保育所だより、クラスだより、給食・保健だよりなど専門性を活かした情報の発信に努める。
- ・**延長保育事業**  
仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

## 7 保護者との連携

- ・保護者の代表である、保護者運営委員の方々と共に行事について協議、実践、反省など一連の流れを踏んで信頼関係の構築に努める。  
(親子遠足・夏祭り・運動会・焼き芋・クリスマス会・節分の豆まき・餅つき等)
- ・ボランティアとしての参加(絵本の読み語り、絵本の修理、畑の名人さん、半日保育士、おもちゃづくりなど)を募る。
- ・クラス懇談会の実施
- ・のびのび(3~5歳児)の個人面談の実施
- ・すくすく(0~2歳児)の個人面談の実施

## 8 職員同士の連携と質の向上

『職員同士・クラス間の連携と支え合う保育所』を意識した保育運営を目指す。

- ・職員同士の連携のため、職員会議の在り方を再構築する。

月1回 企画会(代表者会)チーフ会(主担会)のびのび部会(3歳~5歳児)

すくすく部会(0歳児~2歳児)給食保健部会 全体職員会(年3回)

安全対策部会

- ・職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会を確保する。
- ・キャリアアップ研修の受講
- ・セルフキャリアドッグの受講
- ・保育士全員が年1回はクラス研修会に参加
- ・事例研究実施(年3回)
- ・指導講師を招いた所内研修・保育公開を実施
- ・県、市、社協等主催の所外研修会へ参加

- ・特別支援教育、気になる子の対応等についての研修会へ参加
- ・所内支援会議を定期的に行う。(未満児・以上児 年3回)
- ・三刀屋保育所・掛合保育所合同研修
- ・参加した各種研修受講内容は復命書及び口頭で報告を行い、全職員の共通理解を図る。
- ・三刀屋こども園との研修

## 9 小学校との連携

- ・情報交換、保小連絡会  
保育公開日、授業公開日の参観により相互の理解を深める。
- ・三刀屋町内の保幼小中連携協議会に所属し、連携した取り組みを計画的に実施する。  
キャリア教育推進部会(学力)、ふるまい向上部会(生活指導)、みんなの会(特別支援)、健康づくり部会(保健)・広報部に職員全員が所属する。
- ・三刀屋の子どもを育てる会とも連携し、一体的な活動(PCプロジェクト)を行う。  
(箸と鉛筆の持ち方について)
- ・園長・所長・校長会(月1回)で情報交換を行う。
- ・定期的に小学校との交流会を行う。
- ・就学前において情報交換・移行支援会議を行う。
- ・三刀屋・鍋山 小学校 校長 絵本の読み語り

## 10 地域との連携

地域の方との交流や支援を得た活動を推進

- ・地域の支援を得た野菜作り活動の実施
- ・デイサービス事業所への訪問活動
- ・幼稚園・こども園及び掛合保育所との交流活動の実施
- ・各交流センター訪問
- ・実習生、中学校・高校生ボランティアの受け入れ及び小学生・中学生との交流活動の実施
- ・三刀屋町内の交流センターに、活動報告書を年2回発行
- ・市と連携を取りホームページを発信

## 11 病時保育事業（病後児対応型）の実施

施設定員2名

- ・児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難なとき一時的に保育を行う。
- ・病後児保育の周知のための取り組み、大東病後児、掛合病後児との連携のための取り組みを行う。

## 12 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

[自己評価]

- ・職員の目標設定のための管理職による個人面接と職員の自己評価(年2回)を実施  
保育の振り返りと自己目標を明確にする。

[保育所評価]

- ・保育所内で保育所運営及び保育等について振り返り、評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けた取り組みを行う。

## 2) 雲南市立掛合保育所保育業務

### 1 保育理念

～地域とともに健やかに～

- ☆ 入所児童及び地域の子どもの健全な人間育成を図るため、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- ☆ 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもの発達を促す。

### 2 保育目標

- ☆ 心身ともにたくましい子
- ☆ 心豊かで思いやりのある子
- ☆ 自分らしさを發揮し、意欲的にあそぶ子

### 3 児童数

在籍児童(予定) 定員 70 名

年齢 人數	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和7年4月1日現在	0	11	8	2	14	10	45
令和8年3月1日予定	2	12	8	2	14	10	48

入所率 令和6年度 83% 令和7年度 入所率 69%

### 4 職員体制 (4月1日予定)

#### ○ 掛合保育所 職員 20名

- ・所長 1名
- ・主任保育士 1名
- ・保育士 12名 (内特別支援専任 2名)
- ・看護師 1名
- ・栄養士 1名、調理師 2名
- ・事務員 1名
- ・代替保育士 1名 (非常勤)

#### ○ 子育て支援 職員 6名

- ・病後児保育担当保育士 1名
- ・子育て支援センター 子育て支援員 2名
- ・一保育担当保育士 2名 (非常勤)
- ・ファミリーサポートセンター アドバイザー 1名 (非常勤)
- ・嘱託医 1名、嘱託歯科医 1名

### 5 健康及び安全

#### (1) 健康支援

看護師の専門性を活かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に努める。

- ・嘱託医による検診、聴力・視力検査

- ・感染症予防のための衛生管理
- ・健康指導(手洗い・うがい・歯磨き指導等)
- ・個々の成長及び健康管理
- ・元気アップ運動(生活リズム作り)
  - \* 四校連携による生活リズム調査
  - \* 小中高生による生活リズム指導
- ・運動プログラムによる体力の増進
  - \* 園外保育の強化
  - \* うんなんピックの実施(体力測定)
  - \* 子どもの実態から運動遊びへの環境つくり(身体教育医学研究所、島根大学指導)
- ・感染症等の予防対策の徹底を図る。
  - \* 手洗い・うがい・手指消毒の実施
  - \* 健康チェック・換気・室内消毒等
- ・ほけんニュース・掲示板によるタイムリーな情報提供
- ・健康についての相談

## (2) 安全管理

- ・事故発生時の対応・防災対策・安全管理等に関するマニュアルを全職員が熟知し、危機的状況が発生した場合には、それに沿って体制が素早く取れるようとする。
- ・所内外の安全点検・危険個所の改善・災害発生時の訓練等を行うなど安全対策に努める。
  - \* 安全計画の策定
  - \* 月1回の災害時想定の避難訓練
  - \* 年1回の引き渡し訓練・不審者対応訓練
  - \* 月1回の安全点検・ヒヤリハットによる安全対策の重視
  - \* 危険個所の修繕
  - \* 関係機関との連携

## (3) 食育の推進

- ・食育計画に基づき、栄養士の専門性を活かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。
- ・地域の皆さんの協力を得ながら、所児による野菜栽培活動等を通した食育の強化を図る。
  - \* 給食便り・展示食・試食会等による食に関する情報提供
  - \* 離乳食・アレルギー食の保護者面接
  - \* 食育相談・食育指導(栄養のお話・クッキング指導)
    - 箸の持ち方や食事の仕方等意識した指導
  - \* 1年を通した食育活動
    - ・夏野菜・冬野菜等の栽培収穫
    - ・年齢に応じた野菜作り
    - ・クッキング体験：夏野菜カレー・味噌作り・冬野菜で味噌汁作りなど
  - \* 地域の方による食体験(食生活改善推進員、地域の方のクッキング指導)

- ・親子食育指導・かたら団子作り
- \*行事食体験（もちつき・初釜・鮎焼き）

## 6 子育て支援

### (1) 子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

- ・保育所開放・妊婦サロン・子育て相談・試食会・リフレッシュ教室の開催
- ・誕生会・子育て研修会・離乳食教室・支援連絡会等の開催
  - \*対象年齢に応じた内容、保護者の要望に沿った事業を行う。
  - \*専門機関と連携し、子育て相談に応じていく。
  - \*保育所と連携し、保育所体験や入所前相談がスムーズにできるようにする。

### (2) ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者《依頼会員》と育児の援助を受けたい者《援助会員》とを組織化し、相互援助活動を行う。市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

- ・送迎サポート・預かりサポート・休日サポート・支援連絡会・研修等
- ・チャイルドシート・ジュニアシートのレンタル事業

### (3) 一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

### (4) 延長保育事業

仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

### (5) 病児保育(病後児対応型)事業

児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難なとき一時的に保育を行う。

## 7 保護者との連携

保護者との密接な連携をとり、保育の内容等に理解及び協力を得るよう努め、信頼関係を深めていく。

- ・親子遠足・夏祭り・親子運動会・発表会・一日保育士・クラス懇談・個人面談
- ・保育参加・子育て講演会・環境整備作業等

## 8 職員の資質向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会の確保を図る。

- ・全職員の自己評価を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。
- ・職員会議を月2回以上開催し、全職員の意思統一を図る。
  - クラス会・以上児会・未満児会・給食会・担当会・支援会を隨時行う。
- ・所内研修：公開保育と保育協議による所内研修会の実施
- ・近隣園・所との合同研修会・三刀屋保育所公開研修

- ・三刀屋保育所＆掛合保育所との合同研修会の実施
- ・研修機会の確保（県研究大会・市研修等）
- ・障がい児や気になる子への対応についての支援会の実施
- ・所内支援会議を定期的に行う。（年3回）
- ・健康支援についての研修
- ・キャリアアップ研修の受講
- ・セルフキャリアドッグの受講
- ・保育実習生・ボランティアを積極的に受け入れる。

## 9 小学校との連携

小学校等関係機関と十分な連携を図り情報交換や研修会等を積極的に行い、就学に向けてスムーズに移行できるように配慮する。

- ・所長・校長会（月1回）で情報交換を行う。
- ・保小連絡会・子どもを語る会・保小交流会
- ・給食体験・学校見学・授業公開参加・職員交流研修
- ・保育要録送付・就学に向けた情報交換会
- ・専門機関との連携（教育相談・すワン・にこにこ相談・医療機関）

## 10 地域との連携

掛合の子ども達を地域全体で見守り、ふるさとに愛着を持つ子ども達を育てるために家庭・地域・学校で連携を図る。掛合町運営協議会での連携を深め、具体的に実行できるよう進めていく。

- ・みなふれ大作戦・あいさつ運動（にこにこデー）
- ・地域交流会（掛合・多根・松笠・入間・波多）
- ・地域散歩（地域の方の見守り）・川遊び（鮎・鰻・やまめの放流・鮎のつかみ取り）
- ・ふる里祭り参加・栽培活動・稻刈り体験
- ・高齢者との交流（はつらつ・えがおの里・ふれあいセンター）
- ・地域行事参加・保育所行事参加交流  
(交通安全テント村・クリスマス会・節分・初釜の会・餅つき他)
- ＊掛合町内の地域自主組織・ライオンズクラブを中心にふれあい交流を深める。

## 11 保育に関する評価

- ・提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。
- ・保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。  
(自己評価・保育所評価・目標管理制度による評価)

## 6 地域包括支援センター事業部門

### ○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域でその人らしく安心して生活できるために

一人ひとりに必要な包括的な支援を 多職種連携で実践する

地域包括ケア推進部を目指します

### ○ 部門運営方針

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において一体的に実施する中核的機関として位置づけられています。設置責任主体である雲南市と連携して、公益性・地域性を基本的視点に適正な運営を図っていきます。

加えて、業務を円滑に進めるために専門職・介護支援専門員の確保に向け積極的に取り組むとともに職員の資質向上に努めます。

### ＜業務推進の指針＞

#### 1 総合相談支援業務

##### (1) 実態把握

地域の高齢者的心身状況や家庭環境等についての実態把握に努め、地域に存在するニーズに早期対応できるよう取り組む。

##### (2) 総合相談業務

地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容に総合的に対応できる体制をつくる。

##### (3) ネットワーク構築業務

- ・地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供、効果的な相談活動をする。
- ・地域のネットワークを通じて高齢者の実態把握を行い、支援が必要な高齢者に対して各専門職がチームで支援する。
- ・保健・医療・福祉サービスなどのネットワークを有効に活用し適切な支援につなげる。
- ・社協内では、生活相談支援センターや権利擁護センター等、地域福祉部門との連携により強みを発揮する。
- ・広報紙やパンフレットなどでセンター業務の周知を行い、地域での認知度を高める。

#### 2 権利擁護業務

実態把握や総合相談の過程で、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合は、雲南市に連絡し、関係機関等との調整により適切に対応する。

- ・成年後見制度の活用
- ・老人福祉施設等への措置
- ・高齢者虐待（疑い含む）への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害防止

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### (1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域との連携体制を整備する。

#### (2) 介護支援専門員等に対する支援

##### ① 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員等の業務の実施に関し個別指導や相談への対応を行う。

##### ② 事例検討会・研修会等の実施による支援

介護支援専門員への情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

##### ③ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的支援方針を検討し、指導・助言を行う。

##### ④ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

### 4 介護予防ケアマネジメント業務

- ・要支援及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてケアマネジメントを実施する。
- ・実施に際しては、高齢者自身が地域において自立した生活を送ることができるよう支援する。
- ・指定居宅介護支援事業所に委託した場合も責任を持って関与する。

### 5 指定介護予防支援業務

- ・予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。
- ・計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。

### 6 地域ケア会議の開催及び参画

- ・個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくりと資源開発、政策形成に関する5つの機能を果たすため、雲南市と連携して地域ケア会議を開催する。

個別支援型地域ケア会議 (主催：地域包括支援センター)

市域ケア会議 自立支援型地域ケア会議 (主催：雲南市)

### 7 職員の資質向上と連携強化

- ・職員の資質向上のため、計画的に研修の実施及び研修の機会を確保する。
- ・各種研修会に参加し職場内で共有する。

